

政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」 (概要)

〔 平成26年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の
主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について 〕

【勧告の方向性とは】

独立行政法人については、中期目標期間(3～5年)が終了時に、各主務大臣が法人の組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之(住友商事(株)相談役)、独立行政法人評価分科会長:宮内忍(公認会計士))は、主務大臣が見直しを検討するに先立って、各法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、各主務大臣に通知します。

本年は、平成26年度末に中期目標期間が終了する12の独立行政法人を対象に指摘を取りまとめています。

※ 平成26年6月の独立行政法人通則法の改正に伴い、当委員会が「勧告の方向性」を取りまとめるのは、本年度が最後になる。

1 主な指摘事項

問題意識

指摘のポイント

日本原子力研究開発機構

原子力に関する
総合的研究開発

年金積立金管理運用

年金積立金の
管理及び運用等

「もんじゅ」については、再稼働のめどが立っていないまま、多額の維持管理経費（26年度予算で約199億円）が費やされている。

放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発については、機構が長期的・継続的に施設を保有し研究開発を行う客観的・合理的根拠が不明。

高度な金融専門職員について、報酬水準が弾力化されることを踏まえ、当該職員の業績評価システムが必要。

「もんじゅ」再稼働に向けた工程表の明確化

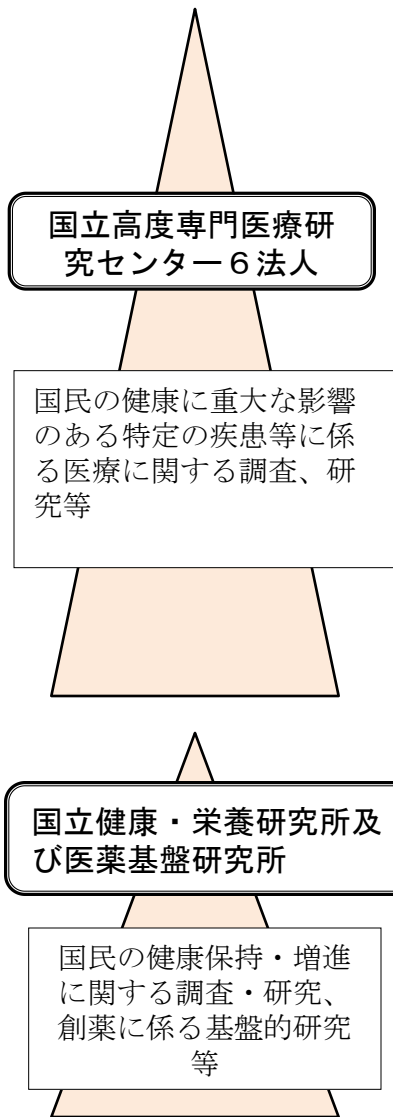
「もんじゅ」再稼働に向けた課題別の工程表を策定するとともに、研究開発の実施方法、成果内容・時期、活用方法等を具体的に明確化。

放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発の重点化

研究開発業務の効率的・効果的な実施の観点から、他の研究機関への委託などにより重点化。

高度で専門的な人材の確保とその活用等

高度で専門的な人材の法人に対する貢献を適切に評価するためのシステムの構築・導入。



問題意識

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において6法人全体としての組織の在り方について検討を行うと指摘されたこと等を踏まえ、6法人の統合などについて検討を行う必要。

現行の中期目標においては、国の医療政策における各法人の果たすべき役割及び研究開発事業の内容は具体性に乏しい。

両法人の統合に当たっては、既存の部門をそのままスライドさせるのではなく、シナジー効果が上がるような、研究体制等の見直しが必要。

指摘のポイント

組織の在り方の検討

6法人の統合等組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得る。

研究開発事業の見直し

国の医療政策における各法人の果たすべき役割を、次期中長期目標に具体的かつ明確に記載し、国立高度専門医療研究センターとして取り組むべき研究開発に重点化。

統合に伴う研究体制等の見直し

研究開発成果の最大化と、統合効果発揮の観点から、①両研究所の研究部門の横断的再編、②研究ユニットの機動的再編、③研究課題に応じた柔軟な研究員の配置の仕組みを構築。

問題意識

産業技術総合研究所

鉱工業の科学技術の
研究開発等

日本貿易振興機構

中小企業を中心とする
日本企業の海外展開支
援、対日投資促進等

世界トップに立つ研究機関を
目指しながら、論文の被引用数
ランキングは低下。
(H24年度150位→H25年度184位)

従来からの「橋渡し」の取組に関
し、事業化された実績が網羅的に
明らかにされておらず、成果の分
析・検証がなされていない。

日本企業の海外展開支援に関す
る評価を、商談会での商談件数等の
指標に基づき実施しているが、海外
展開の達成状況を評価する指標とし
ては不十分。

国内事務所の開設や配置につ
いて、費用と便益を比較しての
開設判断や、国全体を捉えた配
置とすることが必要。

指摘のポイント

世界トップレベルを担う研究分野を特化

従来から行っている研究について、世界トップレ
ベルの成果を生み出したかの観点から分析・検証し、
世界トップレベルを担う研究分野を特化。

橋渡し研究に関する目標を策定

研究特性等を踏まえて適切な評価軸を設定し、
さらに、大企業と中小企業の件数の比率を考慮し
た上で、企業からの資金提供額を目標として策定。

目標設定及び適切な評価の在り方

「日本再興戦略」を踏まえ、新たに海外展開を
達成した社数や農林水産物・食品の輸出に係る成
約額など業務実績を適切に評価するアウトカムと
関連させた目標を策定。

国内事務所の開設や配置の考え方の見直し

費用・便益を比較した開設、及び中小企業の海
外展開状況などを考慮した配置となるよう、考え方
の見直し。

2 福島復興関係指摘事項

問題意識

指摘のポイント

日本原子力研究開発機構

原子力に関する
総合的研究開発

原発事故により発生した放射性物質の分析・研究等を行う研究拠点施設が、国から850億円の出資を受けているにもかかわらず未整備。

原発事故対応に関する研究拠点施設の整備

研究拠点施設を速やかに整備し、本法人でなければ実施することができない個々の研究開発ごとに、工程、成果時期、活用・提供方法等を具体化。

産業技術総合研究所

鉱工業の科学技術の
研究開発等

福島再生可能エネルギー研究所は、再生可能エネルギーの研究開発を通じた産業創造に取り組むべく設置されたにもかかわらず、そのための取組がいまだ不明確。

福島再生可能エネルギー研究所の役割の明確化

福島再生可能エネルギー研究所の役割を明確にした上で、進むべき方向と研究資源の集約等に関する具体的な工程表を作成。

平成26年度の見直し対象法人

所管府省（対象法人数）	法人名
文部科学省（1）	日本原子力開発研究機構
厚生労働省（9）	国立健康・栄養研究所 ※
	医薬基盤研究所 ※
	年金積立金管理運用
	国立がん研究センター
	国立循環器病研究センター
	国立精神・神経医療研究センター
	国立国際医療研究センター
	国立成育医療研究センター
	国立長寿医療研究センター
経済産業省（2）	産業技術総合研究所
	日本貿易振興機構

※ 平成27年4月に統合予定。

合計 12法人

3 「勧告の方向性」の指摘事項

○ 日本原子力研究開発機構

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項		
		問題意識	指摘のポイント	
原子力に関する総合的研究開発	常勤職員数 (人)	<p>1. 組織のガバナンス強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構は、組織や業務の改革に取り組んできたものの、相次ぐ事故、点検の不備の発覚など、成果は十分なものとなっていない。 機構自身の業務及び原子力安全に対する国民の理解、信頼回復が不可欠 	<p>機構自身の業務及び原子力の安全性に対する国民の理解、信頼回復のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場レベルでの改善を統括する者の設置等、職員一人一人の安全意識徹底、問題点の改善手法を直ちに導入。それぞれの業務管理責任者たる役員がそれらの取組を先導し、進ちよくが遅れた場合には関係役員の業績評価を踏まえた手当の減算等により責任を明確化 現場における、安全確保のための日々の実施事項、事故発生時の報告・連絡手順等の仕組みを直ちに整備 安全管理に係る組織や体制の不断の見直し 原子力そのものの安全性向上に貢献するため研究開発の内容等の明確化及び着実な取組 上記取組の一層積極的・迅速な公表 	
	H26 予算 (億円)			4, 6 8 1
	H26 国の財政支出 (億円)			3, 4 2 6
	支所等			1, 7 6 0
	<p>【本部所在地】 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 49</p> <p>【研究拠点】 東海拠点、大洗拠点、敦賀拠点、那珂拠点、高崎拠点、関西拠点、幌延拠点、東濃拠点、人形峠拠点、青森拠点</p> <p>【事務所等】 東京事務所、柏事務所、福島事</p>	<p>2. 「もんじゅ」における高速炉に関する研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 再稼働のめどが立たず、研究開発の開始、成果時期も不明（各研究開発の必要性自体に疑問が生じる可能性）。 現状、稼働していない状態でも多額の維持管理経費等を支出（25年度予算で約 174 億円、26 年度予算で約 199 億円） 	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省主導の下、法人において、可能な限り早期の再稼働に向けた課題別の具体的な工程表の策定、個々の研究開発目的、成果内容・時期・活用方法等の明確化 安全の確保を最優先とした上で、維持管理経費の削減方策の策定、実施 現場レベルでの改善を統括する者の設置等、職員一人一人の安全意識徹底、問題点の改善手法を直ちに導入 マニュアルの整備等、安全な稼働、事故防止のための管理、保守点検方法等の仕組みを速やかに整備 国民の理解を得るよう分かりやすい公表 	
		<p>3. H T T R（高温ガス炉）における研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の限られた経営資源の中で、「高温ガス炉」にどの程度重点を置いて研究開発を実施していくかの明確化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省は、高温ガス炉の実用化像やそれに向けた具体的な研究課題等の検討について、次期中長期目標期間中の早期に結論 	

<p>務所、原子力緊急時支援・研修センター、ワシントン事務所、パリ事務所、ウィーン事務所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の研究開発業務の中での重点度の明確化 ・ 安全の確保を最優先としつつ、維持管理経費の削減方策の策定、実施 ・ 法人において、実際に実施する具体的な研究開発内容の明確化。成果時期・内容、活用方法等の具体化、計画的実施
	<p><u>4. 放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構が今後長期的・継続的に施設を保有し続ける客観的・合理的根拠が不明。機構の限られた経営資源の中で、研究内容の合理化・重点化が必要 ・ 埋設事業について、事業開始までの具体的な工程・スケジュールが不明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性廃棄物の最終処分に関する研究開発等について、他の研究機関への委託などにより重点化 ・ 埋設事業について、事業開始までの具体的な工程等の策定、着実な実施
	<p><u>5. 福島第一原子力発電所事故への対応に関する研究開発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質研究拠点施設(平成24年度補正予算により国から850億円の出資)について、現時点においても未整備 ・ 機構が何を研究開発し、いつ、どのような形で福島第一原発対応に利活用し、又は民間に技術移転するのか不明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人にしかできない研究開発に特化して明確化し実施 ・ 速やかな研究拠点施設の整備、個々の研究開発ごとにいつまでにどのような成果を得、廃炉事業にどのように提供・活用するかを具体化、着実な実施 ・ 諸外国の研究開発成果、廃炉事業の進捗よく状況、関係機関との役割分担等を踏まえ、研究開発の重点化・中止等の見直しを行いつつ推進
	<p><u>6. 核融合研究開発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他独法に移管する方向で準備を進めているとしているが、その具体的な工程等が不明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期中長目標期間中の早期に、移管までの具体的な工程等の明確化及び着実な移管
	<p><u>7. ISプロセス(連続水素製造試験装置)による研究開発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水素を製造する技術であり、原子力に関する研究開発との関係が薄い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期中長期目標において研究成果時期、内容の明確化 ・ 早期に研究成果を取りまとめ、民間等へ移転
	<p><u>8. 量子ビーム研究の一部移管の着実な実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部業務を他独法に移管する方向で準備を進めているとしているが、その具体的な工程等が不明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期中期目標期間中の早期に、移管までの具体的な工程等の明確化及び着実な移管

<p><u>9. 使用済み燃料再処理施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の一部分を廃止することとしているが、廃止までの工程、研究開発体系の再整理等は未定 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止までの工程・時期、廃止後の法人における研究開発体系、施設の処分計画等の明確化及び着実な措置
<p><u>10. 自己収入の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の外部利用施設の中には、利用料収入の増加が可能とみられるものあり。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用料収入の増加のための取組の一環として、速やかに、利用料金の軽減措置について見直し
<p><u>11. 保有資産の処分等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 旧展示施設について、毎年度多額の維持管理経費を支出 展示施設をはじめ、グラウンド、テニスコート等について、必要性の検証、処分が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 旧展示施設について、早急に必要性を検証し処分。展示施設についても可能な限り早期に必要性を検証し処分 その他の保有資産についても保有の必要性の検証、具体的な計画のもとに処分等を着実に推進
<p><u>12. 調達業務における透明性及び効率性の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的な役務契約でも、複数者応札で落札率 100%など高落札率の案件あり 調達における透明性・効率性確保のための一層の取組が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 複数者応札で落札率 100%等の案件について、契約監視委員会等における原因分析の徹底及び改善措置 特殊な仕様内容の案件等、必要に応じ最適な契約方式への見直し

○ 国立健康・栄養研究所

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・国民の健康保持及び増進に関する調査及び研究 ・国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究 ・食品の栄養生理学上の試験 ・国民健康・栄養調査の実施に関する事務 ・収去された食品の試験等	常勤職員数 (人)	1. 医薬基盤研究所との統合に伴う研究体制等の見直し <ul style="list-style-type: none"> 両法人の再編案は、既存の部門をそのままスライドさせるというものであり、統合効果が出ているとは到底考えられない。 シナジー効果が上がるような、新たな共同研究の実施や、研究部門や研究ユニットの組み替えについて検討が必要。 統合後も東京と大阪にそれぞれの研究所が所在するため、相互の情報交換やコミュニケーションの仕組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発成果の最大化と、統合効果発揮の観点から、①両研究所の研究部門の横断的再編、②研究ユニットの機動的再編、③研究課題に応じた柔軟な研究員の配置、の仕組みを構築。 研究員相互間の情報交換の活性化等、研究資源、研究シーズの相互利用を促進。
	41		
	H26 予算 (億円)	2. アウトカム目標達成に向けた調査研究業務の重点化 <ul style="list-style-type: none"> 研究業務について、アウトカムに関連した目標が定められていない。 医療費の抑制、健康寿命の延伸等具体的なアウトカムを定量的な目標として実施すべき。 目標の達成状況を把握し、投入資源（人的・物的）を適時・適切に変更する仕組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来の目標に加え、医療費の抑制や健康寿命の延伸等、具体的かつ明確な、アウトカムに関連した目標を設定。 当該アウトカムに関連した目標を達成し、研究開発成果の最大化を図るため、研究マネジメントを構築し、人的・物的資源の適時・適切な配分を通じた研究開発の重点化。
	7.5		
	H26 国の財政支出 (億円)	3. 特別用途食品の収去試験の登録試験機関の活用 <ul style="list-style-type: none"> 特別用途食品の許可試験については、民間登録試験機関の活用が相当程度進んでおり、収去試験についても、民間登録試験機関の活用を進めることが可能。 民間登録試験機関では実施できない分析に特化し、分析方法の標準化と試験精度の維持・管理に重点化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間登録試験機関による実施状況に応じて、関与成分の分析方法が標準化されていない食品の収去試験に特化。 適切かつ公正な試験手順等の検討を進め、関与成分の分析の標準化及び開示、検査精度の維持・管理に一層重点化。
	6.6		
支所等	—		

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
		<p>4. 研究施設の外部利用促進と自己収入確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究施設という国民の共有財産の活用という視点が必要。 外部利用に際しては、適正な利用料を定めることにより、自己収入を確保すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民の共有財産の活用という観点から、本法人での活用を優先するとともに、施設の外部利用を進め、国全体としての研究成果の最大化に繋げるべき。 メンテナンス等に要する費用をもとに算定した利用料を定め、外部利用に供し、自己収入を確保。

○ 医薬基盤研究所

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・次世代ワクチン開発等の基盤的技術研究 ・JCRB 細胞バンク等の運営及びそれらに関連する研究 ・医薬品・医療機器の製品化・実用化を目指す研究に対する資金提供 ・出資法人の成果管理及び貸付金回収 ・創薬支援	常勤職員数(人)	1. <u>国立健康・栄養研究所との統合に伴う研究体制等の見直し</u> ・ 両法人の再編案は、既存の部門をそのままスライドさせるというものであり、統合効果が出ているとは到底考えられない。 ・ シナジー効果が上がるような、新たな共同研究の実施や、研究部門や研究ユニットの組み替えについて検討が必要。 ・ 統合後も東京と大阪にそれぞれの研究所が所在するため、相互の情報交換やコミュニケーションの仕組みが必要。 ・ 研究での不正や試料の取り違えなどが起きないように内部統制の充実・強化が必要	・ 研究開発成果の最大化と、統合効果発揮の観点から、①両研究所の研究部門の横断的再編、②研究ユニットの機動的再編、③研究課題に応じた柔軟な研究員の配置、の仕組みを構築。 ・ 研究員相互間の情報交換の活性化等、研究資源、研究シーズの相互利用を促進。 ・ 内部統制に係る関係規程の整備、研修の実施、意見交換の実施。
	93		
	H26 予算(億円)		
	80		
	H26 国の財政支出(億円)		
—			
支所等	・ 薬用植物資源研究センター筑波研究部 ・ 同北海道研究部 ・ 同種子島研究部 ・ 霊長類医科学研究センター ・ 泉南資源研究施設 ・ 創薬支援戦略室 西日本統括部 ・ 同東日本統括部	2. <u>クロスアポイントメント制度の導入</u> ・ 創薬研究の進展を図るため、人材の確保方策として大学等との間でクロスアポイントメント制度の導入が必要。	・ 大学等との間でクロスアポイントメント制度の導入。
	3. <u>バンク事業の連携強化</u> ・ バンクで扱っている試料のさらなる利活用及び品質管理の強化を図る観点から、バンク事業を行っている他の独立行政法人との連携強化が必要。	・ バンク事業を行っている他の独立行政法人と情報共有 ・ バンク情報を一覧にするなど、利用者にとって利用しやすい環境の整備	
	4. <u>繰越欠損金の解消</u> (1) <u>実用化研究支援事業</u> ・ 実用化研究支援事業に係る繰越欠損金の解消が進んでいない。	・ 研究成果の早期実用化のための指導・助言 ・ 繰越欠損金の解消のための指導・助言を適時・適切に実施	
	(2) <u>承継事業</u> ・ 承継事業に係る繰越欠損金の解消は困難であり、事業の抜本的な見直しが必要。	・ 承継事業の事業終了年度前の終了を含む抜本的な見直し	

○ 年金積立金管理運用独立行政法人

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・年金積立金の管理及び運用を行うこと。 ・前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (GPIF 法第 18 条) ※被用者年金制度一元化法による改正後(平成 27 年 10 月 1 日施行)は、モデルポートフォリオを策定することも追加される。	常勤職員数(人)	1. 高度で専門的な人材の確保とその活用等 <ul style="list-style-type: none"> 給与水準の弾力化が図られたとはいえ、際限なく高報酬とするのではなく、業績評価のシステムが必要 専門人材の確保により、運用能力の向上のみならず副次的な効果を楽しむ視点が必要 専門人材の確保にあたり、報酬体系の見直しを行う場合は、十分な説明責任の履行が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 高度で専門的な人材の法人に対する貢献を適切に評価するためのシステムの構築・導入 高度で専門的な人材を活用した職員の業務遂行能力の向上と調査研究によるノウハウの蓄積 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性に係る説明責任の徹底
	71		
	H26 予算(億円)	2. 情報セキュリティ対策 <ul style="list-style-type: none"> 年金積立金に関する情報は、極めて重要なことから、確実な情報セキュリティ対策が必要 情報漏えい対策として守秘義務を課すのみならず、関係諸機関に対し情報管理体制の有効性の評価が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策の有効性の評価を日常的に実施 関係諸機関における情報管理体制の有効性評価の仕組みを構築
	335,246		
	H26 国の財政支出(億円)		
-	3. 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 <ul style="list-style-type: none"> 運用対象の多様化に伴い、オルタナティブ投資を含めたリスク管理が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果を勘案した上で、オルタナティブ投資に関するリスク管理システムの開発を検討 	
支所等			
-	4. 調査研究業務の充実及び情報管理 <ul style="list-style-type: none"> 運用手法の高度化、運用対象の多様化が進むことが予想されるため、調査研究業務への注力が必要 本法人内に調査研究業務で得られたノウハウを蓄積すべき 外部機関との共同研究や委託研究の実施による情報漏えい対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 高度で専門的な人材を活用した調査研究の実施 調査研究により得られたノウハウの本法人内における蓄積 大学等外部機関との共同研究、委託研究に係る情報漏えい対策の徹底 	

○ 国立がん研究センター

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項			
		問題意識	指摘のポイント		
・がんその他の悪性新生物に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発 ・がんその他の悪性新生物に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供 ・がんその他の悪性新生物に係る医療に関する技術者の研修 ・上記業務に係	常勤職員数 (人) 1,750	1. 組織の在り方の検討 <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 6法人の統合等組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得ること。 検討に際しては、国立高度専門医療研究センター間で重複する疾患の役割の再整理等に十分留意。 検討結果については公表するとともに、独立行政法人評価制度委員会に説明。 		
	H26 予算 (億円) 582			2. 研究開発事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> 現行の中期目標においては、国の医療政策における本法人の果たすべき役割及び研究開発事業の内容は具体性に乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に具体的かつ明確に記載。 本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。
	H26 国の財政支出 (億円) 74				
	支所等 柏キャンパス (東病院等)	3. 医療事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討する必要がある。 医療の質や機能の向上を図る必要がある。 効果的かつ効率的に病院運営を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、各病院の役割をそれぞれ明記。 病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を他の独立行政法人等に移管する方向で検討。 独自の臨床評価指標を策定した上で、医療の質の評価を実施し、その結果を公表。 手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、適切な数値目標を定めること。 		

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
る成果の普及及び政策の提言		<u>4. 人材育成事業の見直し</u> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。
		<u>5. 情報発信事業の見直し</u> <ul style="list-style-type: none"> 担当する疾患についての医療機関間のネットワークを更に活用することにより、医療の均てん化等に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> がん登録のデータを更に活用すること等により、医療の均てん化等に取り組むこと。 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。
		<u>6. 政策提言業務の見直し</u> <ul style="list-style-type: none"> 政策提言業務は、本法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことが必要だと考えられるが、そのような実績はほとんどみられない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うこと。
		<u>7. バイオバンク整備事業の見直し</u> <ul style="list-style-type: none"> バイオバンク整備事業について、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築。

○ 国立循環器病研究センター

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・循環器病に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発 ・循環器病に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供	常勤職員数(人) 1,167	1. 組織の在り方の検討 <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 6法人の統合等組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得ること。 検討に際しては、国立高度専門医療研究センター間で重複する疾患の役割の再整理等に十分留意。 検討結果については公表するとともに、独立行政法人評価制度委員会に説明。
	H26予算(億円) 314		
	H26国の財政支出(億円) 43	2. 研究開発事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> 現行の中期目標においては、国の医療政策における本法人の果たすべき役割及び研究開発事業の内容は具体性に乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に具体的かつ明確に記載。 本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。
	支所等 -		
・循環器病に係る医療に関する技術者の研修 ・上記業務に係る成果の普及及び政策の提言		3. 医療事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討する必要がある。 医療の質や機能の向上を図る必要がある。 効果的かつ効率的に病院運営を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、病院の役割を明記。 病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を他の独立行政法人等に移管する方向で検討。 独自の臨床評価指標を策定した上で、医療の質の評価を実施し、その結果を公表。 手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、適切な数値目標を定めること。

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
		<p><u>4. 人材育成事業の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。
		<p><u>5. 情報発信事業の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。
		<p><u>6. 政策提言業務の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策提言業務は、本法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことが必要だと考えられるが、そのような実績はほとんどみられない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うこと。
		<p><u>7. バイオバンク整備事業の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> バイオバンク整備事業について、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築。

○ 国立精神・神経医療研究センター

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・精神・神経疾患等に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発 ・精神・神経疾患等に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供 ・精神・神経疾患等に係る医療に関する技術者の研修 ・上記業務に係る成果の普及及び政策の提言	常勤職員数 (人) 720	1. 組織の在り方の検討 <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出す必要がある。 2. 研究開発事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> 現行の中期目標においては、国の医療政策における本法人の果たすべき役割及び研究開発事業の内容は具体性に乏しい。 3. 医療事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討する必要がある。 医療の質や機能の向上を図る必要がある。 効果的かつ効率的に病院運営を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 6法人の統合等組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得ること。 検討に際しては、国立高度専門医療研究センター間で重複する疾患の役割の再整理等に十分留意。 検討結果については公表するとともに、独立行政法人評価制度委員会に説明。 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に具体的かつ明確に記載。 本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。 国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、病院の役割を明記。 病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を他の独立行政法人等に移管する方向で検討。 独自の臨床評価指標を策定した上で、医療の質の評価を実施し、その結果を公表。 手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、適切な数値目標を定めること。
	H26 予算 (億円) 139		
	H26 国の財政支出 (億円) 45		
	支所等 -		

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
		<p><u>4. 人材育成事業の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。
		<p><u>5. 情報発信事業の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。
		<p><u>6. 政策提言業務の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策提言業務は、本法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことが必要だと考えられるが、そのような実績はほとんどみられない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うこと。
		<p><u>7. バイオバンク整備事業の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> バイオバンク整備事業について、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築。
		<p><u>8. 財務内容の改善等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 次期中長期目標において、繰越欠損金の削減目標とともに、具体的な繰越欠損金解消計画を策定することを明記する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 次期中長期目標に繰越欠損金の削減目標を明記。 具体的な繰越欠損金解消計画を策定するとともに、同計画を公表。

○ 国立国際医療研究センター

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・感染症その他の疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発 ・感染症その他の疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供	常勤職員数 (人)	1. 組織の在り方の検討 ・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出す必要がある。	・ 6法人の統合等組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得ること。 ・ 検討に際しては、本法人に国立研究開発法人として担当させるべき疾患の再整理等に十分留意。 ・ 検討結果については公表するとともに、独立行政法人評価制度委員会に説明。
	1,834		
	H26予算 (億円)		
・感染症その他の疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供	448	2. 研究開発事業の見直し ・ 現行の中期目標においては、国の医療政策における本法人の果たすべき役割及び研究開発事業の内容は具体性に乏しい。	・ 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に具体的かつ明確に記載。 ・ 本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。
	H26国の財政支出 (億円)		
・医療に係る国際協力に関する調査及び研究 ・感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協	70	3. 医療事業の見直し ・ 国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討する必要がある。 ・ 医療の質や機能の向上を図る必要がある。 ・ 効果的かつ効率的に病院運営を行う必要がある。	・ 国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、各病院の役割をそれぞれ明記。 ・ 病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を他の独立行政法人等に移管する方向で検討。 ・ 独自の臨床評価指標を策定した上で、医療の質の評価を実施し、その結果を公表。 ・ 手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、適切な数値目標を定めること。
	支所等		
	国府台病院 国立看護大学校		

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
力に関する技術者の研修 ・上記業務に係る成果の普及及び政策の提言		<u>4. 人材育成事業の見直し</u> ・ 人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直す必要がある。	・ 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。
		<u>5. 情報発信事業の見直し</u> ・ 担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組む必要がある。	・ 関係学会等とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。 ・ 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。
		<u>6. 政策提言業務の見直し</u> ・ 政策提言業務は、本法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことが必要だと考えられるが、そのような実績はほとんどみられない。	・ 今後は、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うこと。
		<u>7. バイオバンク整備事業の見直し</u> ・ バイオバンク整備事業について、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組む必要がある。	・ 外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築。
		<u>8. 財務内容の改善等</u> ・ 次期中長期目標において、繰越欠損金の削減目標とともに、具体的な繰越欠損金解消計画を策定することを明記する必要がある。	・ 次期中長期目標に繰越欠損金の削減目標を明記。 ・ 具体的な繰越欠損金解消計画を策定するとともに、同計画を公表。

○ 国立成育医療研究センター

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・成育疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発 ・成育疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供 ・成育疾患に係る医療に関する技術者の研修 ・上記業務に係る成果の普及及び政策の提言	常勤職員数(人) 1,011	1. 組織の在り方の検討 ・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出す必要がある。	・ 6法人の統合等組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得ること。 ・ 検討に際しては、国立高度専門医療研究センター間で重複する疾患の役割の再整理等に十分留意。 ・ 検討結果については公表するとともに、独立行政法人評価制度委員会に説明。
	H26予算(億円) 250		
	H26国の財政支出(億円) 37	2. 研究開発事業の見直し ・ 現行の中期目標においては、国の医療政策における本法人の果たすべき役割及び研究開発事業の内容は具体性に乏しい。	・ 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に具体的かつ明確に記載。 ・ 本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。
	支所等 -		
		3. 医療事業の見直し ・ 国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討する必要がある。 ・ 医療の質や機能の向上を図る必要がある。 ・ 効果的かつ効率的に病院運営を行う必要がある。	・ 国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、病院の役割を明記。 ・ 病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を他の独立行政法人等に移管する方向で検討。 ・ 独自の臨床評価指標を策定した上で、医療の質の評価を実施し、その結果を公表。 ・ 手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、適切な数値目標を定めること。

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
		<p><u>4. 人材育成事業の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。
		<p><u>5. 情報発信事業の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。
		<p><u>6. 政策提言業務の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策提言業務は、本法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことが必要だと考えられるが、そのような実績はほとんどみられない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うこと。
		<p><u>7. バイオバンク整備事業の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> バイオバンク整備事業について、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築。

○ 国立長寿医療研究センター

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・加齢に伴う疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発 ・加齢に伴う疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供 ・加齢に伴う疾患に係る医療に関する技術者の研修 ・上記業務に係る成果の普及及び政策の提言	常勤職員数 (人) 506	1. 組織の在り方の検討 ・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)等の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出す必要がある。	・ 6法人の統合等組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得ること。 ・ 検討に際しては、本法人の国立高度専門医療研究センターとしての機能の発揮状況等に十分留意。 ・ 検討結果については公表するとともに、独立行政法人評価制度委員会に説明。
	H26 予算 (億円) 98		
	H26 国の財政支出 (億円) 32	2. 研究開発事業の見直し ・ 現行の中期目標においては、国の医療政策における本法人の果たすべき役割及び研究開発事業の内容は具体性に乏しい。	・ 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に具体的かつ明確に記載。 ・ 本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。
	支所等 -		
		3. 医療事業の見直し ・ 国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討する必要がある。 ・ 医療の質や機能の向上を図る必要がある。 ・ 効果的かつ効率的に病院運営を行う必要がある。	・ 国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、病院の役割を明記。 ・ 病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を他の独立行政法人等に移管する方向で検討。 ・ 独自の臨床評価指標を策定した上で、医療の質の評価を実施し、その結果を公表。 ・ 手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、適切な数値目標を定めること。

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
		<p>4. <u>人材育成事業の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直す必要がある。 専門修練医の育成を行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。 専門修練医制度の設置を検討。
		<p>5. <u>情報発信事業の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。
		<p>6. <u>政策提言業務の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策提言業務は、本法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことが必要だと考えられるが、そのような実績はほとんどみられない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うこと。
		<p>7. <u>バイオバンク整備事業の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> バイオバンク整備事業について、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築。

○ 産業技術総合研究所

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項		
		問題意識	指摘のポイント	
・鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務 ・地質の調査	常勤職員数 (人) 2,929	1. 従来の「橋渡し」機能の実績等の検証及び次期中長期目標における「橋渡し」機能を踏まえた評価軸の整備 <ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略」において、本法人は、「橋渡し」機能の強化に先行的に取り組むこととされている 従来からの「橋渡し」について、事業化された実績については網羅的に明らかとされておらず、市場への出口をつくる成果については特段の分析・検証がされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究段階、研究特性等を踏まえて適切な評価軸を検討・設定し、さらに、大企業と中堅・中小企業の件数の比率を考慮した上で、企業からの資金提供額を目標として策定 	
	H26 予算 (億円)	2. 創造的業務に関する重点分野の明確化 <ul style="list-style-type: none"> 第3期中期目標において、「世界トップに立つ研究機関を目指し、論文数の拡大を推進するとともに、その論文の被引用数に基づく世界ランキングの向上を実現する。」とされていたが、論文数は毎年度減少しており、ランキングについても平成25年度には大きく低下 		<ul style="list-style-type: none"> 世界トップレベルに立つ研究機関を目指すためには、従来から行っている研究について、世界トップレベルの成果を生み出したかの観点から分析・検証した上で、世界トップレベルを担う研究分野を特化
	772	3. 組織体制の再構築 <ul style="list-style-type: none"> 「特定国立研究開発法人(仮称)」で期待される「世界トップレベルに立つ研究機関」に関する研究、従来の「橋渡し」に基づく研究、新たな「橋渡し」につながる研究については、それぞれ研究段階、研究特性等が異なるものと想定 産学官連携について、現行の組織体制は、必ずしも新たな「橋渡し」の機能強化という観点で設置されているものではない 		
H26国の財政支出 (億円)				

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
	625	<p>4. <u>地域センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業に役立つような研究を手助けするという観点から、地域の中小企業に近い立場に立つ地域センターの果たす役割は重要 	<ul style="list-style-type: none"> 次期中長期目標期間の早期に地域センターごとに「橋渡し」機能の進捗状況の把握・評価を行った上で、「橋渡し」機能が発揮できない地域センターについては、他地域からの人材の異動と併せて地域の優れた技術シーズや人材を他機関から補強することにより研究内容を強化
	支所等	<p>5. <u>博士人材の育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業界に近いという本法人の位置づけを踏まえて実施する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ポストドクターや博士課程の大学院生を産総研で受入れ、人材育成するにあたっては、民間企業等への博士号取得者の人材供給という目標を明確化
	地域センター(8) 福島再生可能エネルギー研究所	<p>6. <u>福島再生可能エネルギー研究所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年に開所したばかりのため、早期に本研究所の役割等を明確にする必要 	<ul style="list-style-type: none"> 次期中期目標期間の早期に福島再生可能エネルギー研究所の役割を明確にした上で、進むべき方向と研究資源の集約等に関する具体的な工程表を明確化

○ 日本貿易振興機構

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援 ・対日投資促進 ・アジア等の経済連携の強化に向けての調査・研究等	常勤職員数 (人) 1,601	1. 目標設定及び適切な評価の在り方 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の海外展開支援に関する評価について、商談件数等の指標に基づき実施しているが、次期中期目標では、日本再興戦略を踏まえることが必要 国内外のネットワークに強みを有する法人であり、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、各事務所のサービスの向上が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに海外展開を達成した社数、誘致に成功した企業数や対日投資残高増への貢献、及び農林水産物・食品の輸出に係る成約額など業務実績を適切に評価するアウトカムと関連させた目標を策定 各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、事務所単位での評価の実施、また、利用者アンケートの活用などにより、事務所単位でのサービスの質を向上
	H26 予算 (億円) 339.2	2. 人材活用 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の海外展開支援において活用する企業OB等の人材について、社会経済情勢への変化に対応しているか、常に確認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 社会経済情勢への変化に的確に対応した人材を確保の上、支援を実施
		3. アジア経済研究所 <ul style="list-style-type: none"> 現行の中期目標においては、アジア経済研究所の役割が十分に記載されていない 	<ul style="list-style-type: none"> アジア経済研究所が果たすべき役割を明確にした上で、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」等における国立研究開発法人の準用規定に基づき、適切な評価軸を検討・設定
	H26国の財政支出 (億円)	4. 国内事務所 <ul style="list-style-type: none"> 開設の考え方について、費用と便益を比較して判断するよう、見直しが必要 経営資源の最適配分の観点から、国の独立行政法人とし 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所開設については、地域における中小企業社数など定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で、費用と便益を適切に比較して判断

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
		て、国全体を捉えての事務所の配置となるよう、配置の考え方を整理することが必要	・ 我が国における中小企業の海外展開や輸出の現状及び可能性などを検討し、事務所の配置について、本法人としての考え方を整理
	287	<p>5. 海外事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 見直しを行ってきているものの、主要国の貿易投資振興機関と比較して、今後成長が期待される中東・アフリカ地域の比率が低いなどの傾向があり、必ずしも将来ニーズに対応した事務所及び職員の配置となっていない 海外進出した日系企業の支援について、現地でのビジネスの安定及び拡大、場合によっては撤退など、進出段階に応じた多様な支援ニーズを満たすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所単位での評価及び民間サービスの状況等も踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、将来ニーズの高い新興国への事務所及び職員の配置を推進 在外日系企業の進出段階に応じた支援ニーズを積極的に把握し、それぞれのニーズに応じた支援方策について検討を行った上で、継続的に支援を実施
	<p>支所等</p> <p>大阪本部 国内事務所(40) 海外事務所(76) アジア経済研究所</p>	<p>6. 神戸における対日投資ビジネスサポートセンター(IBSC)の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の要望を受けて設置したが、地方自治体等が同種の事業を実施し、また、入居率が低く、年に数社程度の入居 	<ul style="list-style-type: none"> IBSC神戸については、廃止を念頭に、地方自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討

※ 各法人の「常勤職員数」、「H26 予算」、「H26 国の財政支出」について

- 「常勤職員数」は、平成 26 年 4 月 1 日現在(任期付きの常勤職員数を含む。)である。
- 「H26 予算」は、各法人の当初予算ベースの平成 26 年度全体の収入・支出に係る計画における支出予算の総額等（他勘定への繰入れを含む）。
- 「H26 国の財政支出」は「平成 26 年度予算及び財政投融资計画の説明」（財務省主計局・理財局）による。

(参考) 政策評価・独立行政法人評価委員会について

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)

(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会)

第一条 独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第三十二条第三項(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十六条、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第三十五条及び総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第四十八条において準用する場合を含む。)の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

政策評価・独立行政法人評価委員会

- 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)は、総務省に設置されている審議会です。
- 独立行政法人の評価や見直しに関しては、通常の審議会と異なり、大臣からの諮問を受けて審議・答申するのではなく、委員会自らが主体となって評価活動や勧告などを行います。
- 政独委の下に、政策評価分科会と独立行政法人評価分科会が設置されており、独立行政法人の見直しは後者が担当しています。さらに、独立行政法人評価分科会の下には、4つの府省別ワーキング・グループが置かれています。

政策評価・独立行政法人評価委員会委員等名簿

(平成26年12月1日現在)

委員長	岡 素之	住友商事(株)相談役
【独立行政法人評価分科会】		【政策評価分科会】
分科会長	宮内 忍	公認会計士
委員	石田 晴美	文教大学情報学部准教授
	梅里 良正	日本大学医学部社会医学系医療管理学分野診療教授
	森泉 陽子	神奈川大学経済学部教授
分科会長	谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院教授
委員	藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
	森泉 陽子	神奈川大学経済学部教授
臨時委員・専門員	阿部 啓子	東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
	荒張 健	新日本有限責任監査法人シニアパートナー
	有信 睦弘	東京大学監事 独立行政法人理化学研究所理事
	出雲 明子	東海大学政治経済学部准教授
	大西 昭郎	東京大学公共政策大学院特任教授
	岡本 義朗	新日本有限責任監査法人エグゼクティブディレクター
	河井 聡	弁護士
	川合 真紀	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 独立行政法人理化学研究所理事
	木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	河野 英子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	齋藤 真哉	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	瀬川 浩司	東京大学先端科学技術研究センター教授
	園田 智昭	慶応義塾大学商学部教授
	原田 久	立教大学副総長
宮本 幸始	日本ユーティリティサブウェイ㈱代表取締役顧問	
柳澤 義一	日本公認会計士協会副会長 新創監査法人統括代表社員	

